

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	中川村国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中川村は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益の影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中川村長

公表日

令和3年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	<p>国民年金法に基づき、届出の受理・報告、裁判請求及び障害基礎年金裁判請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務である。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者の資格管理②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務③保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告④年金裁判請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導⑦その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、住民記録システム、個人住民税システム、国民健康保険税システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

【国民年金システム】

国民年金被保険者ファイル、受給年金受給者ファイル

【福祉年金システム】

老齢福祉年金受給者ファイル

【住民記録システム】

宛名基本システム、宛名履歴ファイル

【個人住民税システム】

当初資料ファイル、障害者関係ファイル、生活保護関係ファイル、年金特徴ファイル

【国民健康保険システム】

資格異動ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条(利用範囲) ・別表第1の第31の項 国民年金法 ・第12条(届出)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号(利用範囲)別表第2の48、50の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民税務課
②所属長の役職名	住民税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中川村役場総務課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中川村役場住民税務課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所